

川棚町事業継続支援給付金について

目 的

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、長崎県下全域に特別警戒警報が発令されたことに伴い、飲食店等の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により事業活動に大きな影響を受けた事業者の皆様を支援するため、「川棚町事業継続支援給付金」を給付します。

交 付 額 1事業者あたり 一律20万円

申請期間 令和3年4月12日（月）から令和3年5月31日（月）まで

給付要件

次の（1）から（6）までのすべてに該当する事業者が対象となります。

（1）次のいずれかに該当する事業者であること。

①県の営業時間短縮要請に応じた飲食店等と直接・間接の取引がある事業者

②県内における不要不急の外出・移動自粛による直接的な影響を受けた事業者

※ただし、以下の事業者は除きます。

- ・法人税法別表第一に規定する公共法人
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- ・政治団体、宗教上の組織若しくは団体
- ・その他給付金の趣旨、目的に照らして適当でないと町長が判断する事業者

（2）令和3年1月又は2月の売上高（申請者が営む事業の全売上高）が前年又は前々年の同月と比較して50%以上減少している事業者

※創業の時期により令和2年2月以前の売上高が算出できない場合は、別に定める算定方法により売上高が50%以上減少していること。

（3）令和3年2月1日現在において、法人の場合は本社又は本店所在地が、個人事業主の場合は現住所が川棚町内にある事業者であること。

（4）令和2年12月末までに創業し、引き続き事業を継続する意思がある事業者であること。

（5）令和2年12月末現在までに納期限が到来している町税に滞納がない事業者であること。

（6）長崎県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金補助金を財源とした各市町の営業時間短縮要請協力金を受給していない事業者であること。

※中小企業者等や農業又は漁業を主業としている事業者、医療法人、農業法人、NPO法人など会社以外の法人についても幅広く対象となります。

申請方法

産業振興課商工観光係窓口又は郵送にて申請してください。

※窓口 月曜日～金曜日 9:00～17:00 祝祭日を除く

※郵送先 〒859-3692 川棚町中組郷 1518-1 川棚町役場産業振興課商工観光係 宛

申請書の入手方法

次の①から③の方法により入手できます。

①川棚町ホームページ

②産業振興課商工観光係窓口

③東彼商工会川棚支所窓口

問合せ先 産業振興課商工観光係 76-8335